

## 石炭開発資金債務保証細則

平成24年9月18日  
2012年（炭開）業務細則第24号  
最終改正 令和4年11月14日

### （目的）

第1条 この細則は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号。以下「業務方法書」という。）第3章第2節の定めに基づく債務保証業務を行うに当たり、当該業務の適切かつ効率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （運用方針）

第2条 機構は、債務保証を行うにあたり、当該事業の遂行がわが国への石炭の安定供給を戦略的かつ効率的に実現することに留意する。

2 機構は、業務方法書第4条第3項の規定に基づき、採択審査開始前に、本細則第11条に記載の必要書類の提出を行う者と、同者が申し込みを行う案件の目的やこの達成に必要な費用等を総合的に勘案しながら協議の上、本細則を当該申し込みされた案件の採択及び管理上の主たる細則とするか、従たる細則とするか決定し、業務を遂行するものとする。

### （用語）

第3条 この細則で使用する用語は、以下のとおりとする。

- （1）「採掘等」とは、石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業をいう。
- （2）「炭鉱開発権等」とは、保証委託者等が採掘等を行うために取得した許可、採掘等を行う権利等を取得した相手方と締結する契約及び採掘等を行う国等の法令等をいう。
- （3）「本邦法人等」とは、本邦法人又は本邦人若しくは本邦法人が出資しその経営を実質的に支配している外国法人をいう。

### （債務保証の対象）

第4条 債務保証の対象は、海外における採掘等に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金、採掘等の権利を取得するために必要な資金及び業務方法書第2条第21号に定める海外事業法人買収等資金を含む。）に対する債務（以下「保証対象債務」という。）とする。

### （債務保証に関する事業の実施者、債務の債務者及び債務の債権者）

第5条 債務保証に関する事業の実施者は、業務方法書第26条に定める者とする。

2 債務保証に関する債務の債務者は、本邦法人等（他の法人が行う採掘等に必要な資金を供給する者を含む。）又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、次の各号に定める要件のいずれかを満たす者とする。

- （1）採掘等を行うための権利等を取得していること又は取得する見込みがあること（他の本邦法人又は外国法人が行う採掘等に必要な資金を供給する場合には、当該他の本邦法人若しくは外国法人が採掘等を行うための権利等を取得していること又は取得する見込みがあること）。
- （2）採掘等により取得する石炭の全部又は一部を引き取る権利を取得していること又は石炭のスワップ取引等による引取権を取得していること若しくはこれらと同等のものである

ると認められる権利等を取得していること（それぞれについて、取得する見込みがあると認められる場合を含む）。

3 債務保証に関する債務の債権者は、銀行、その他の金融機関とする。

（債務保証の保証限度）

第6条 債務保証の保証限度は、石炭の採掘等に必要な資金の各金融機関別債務に100分の80以内を乗じた額とする。

2 前項によるほか、機構が必要と認める場合には、債務保証額を限度として、別途、為替に係る特約を付することができる。

（保証料率）

第7条 保証料率は、年0.4%（別表により算定された結果、保証料率が年0.4%となったものを除く。）又は別表によるものとする。

2 第2条第2項に基づき業務を遂行する場合の保証料率は、年0.4%を下回らないものとし、別表保証料率表の評価項目に同表に定めのない評価項目で従たる細則に定める保証料率表の評価項目を加え算定する。

（保証期間）

第8条 保証期間は、主たる債務の償還期限の範囲内とする。

（保証人）

第9条 保証料率を0.4%（別表により算定された結果が年0.4%となったものを除く。）とする場合は、連帯保証人（法人保証人及び個人保証人をいう。以下同じ。）の取扱いを、次により行うものとする。

（1）保証委託者に連帯保証人を立てさせるものとする。ただし、保証委託者の信用力等により特に必要がないと認められる場合は、これを免除することができるものとする。

（2）保証委託者に法人保証人がいる場合であって、当該法人保証人の信用力等により特に必要がないと認められる場合には、個人保証人を免除することができるものとする。

2 保証料率を別表によるものとする場合は、連帯保証人を免除することができるものとする。

（債務保証の方法）

第10条 債務の保証の方法は、証書による保証の方法によるものとする。

（債務保証の手続）

第11条 債務保証に当たっては、相手方から債務保証委託申請書等別途定める必要書類を提出させるものとする。

（審査手続）

第12条 保証対象事業の採択審査に当たっては、迅速を旨とし、申請書を受領してから採択等を決定するまでの審査期間を、必要な申請書類をすべて受領した日より起算し、原則4週間以内とする。

（債務保証の審査）

第13条 債務の保証対象案件の採択に際しては、債務保証の採択に関する審査基準を定め、当該審査基準及び本細則に定めるところに従い、技術面、経済性等について厳正な評価を

行うものとする。また、労働安全衛生・環境の負荷低減のための審査基準を別途定め、汚染対策、自然環境保全・社会環境への配慮等に関する評価を行うものとする。なお、第2条第2項に基づき業務を遂行する場合であっても、本細則に基づき定める採択審査に係る基準と従たる細則において定める採択審査に係る基準（経済的事項及び政策的事項を除く。）を複合的に用いて審査を行う。

（採択の可否及び条件の通知）

- 第14条 採択の可否及び条件の通知は、債務保証条件通知書により、申請を行った者に送付するものとする。
- 2 機構は、保証委託者となる者等が、対象事業について、炭鉱開発権等に基づく権利を取得していない場合は、これを取得することを条件として採択するものとし、前項の通知にその旨を記載するものとする。
  - 3 第7条に基づき定めた保証料率及び当該保証料率算出の前提とした保証対象債務の借入条件、その他の内容を第1項の通知に記載するものとする。
  - 4 機構は、不採択の通知に、その理由を付すものとする。
  - 5 申込みを行った者が前項の通知を受けた後、申込者が不採択理由を是正し、再申請した場合、機構は1回に限り、再審査を行うことができるものとする。
  - 6 機構は、採択後から第17条第1項及び第2項に定める契約を締結するまでの間において、採択申請書に記載された保証対象債務の借入条件、その他の内容に変更があった場合、必要に応じて採択の内容、保証料率の変更及び採択の取消しを行うことができるものとする。

（管理に関する一般事項）

- 第15条 保証に関する債務の管理は、次の各号に定める事項に留意し、保証する債務の保全に遺漏のないよう万全の措置をとるものとする。
- (1) 原債務の用途
  - (2) 原債務に関する借入又は弁済
  - (3) 原債務に関する石炭開発事業の進捗状況及び操業状況
  - (4) 保証委託先の業況及び保証人の信用状況
  - (5) その他原債務の履行に影響を及ぼす事項

（保証対象事業の年間事業計画）

- 第16条 機構は、保証委託者に対し、保証対象事業の各事業年度の事業計画及び資金計画（以下「年間事業計画」という。）について、原則として当該事業年度の開始までに、機構の承認を受けるよう求める。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
- (1) 採掘等を行う国の行政機関、共同事業者等との調整が終了していない、その他やむを得ない理由により、事業年度の開始までに承認することが困難と見込まれる場合は、年間事業計画を策定次第、速やかに機構の承認を受けるよう求めるものとする。
  - (2) 機構が当該承認の必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。
- 2 機構は、前項の承認を行うに当たっては、事前に保証委託者より承認すべき内容についての書面を受領し、保証対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえ、別途定めるプロジェクト管理に関する基準に基づき審査を行うものとする。
- 3 年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合、機構は、保証委託者に対し、速やかに機構の承認を受けるよう求め、又は報告させるものとする。この場合において、機構が承認を行うときは、前項の規定を準用する。

(契約の締結)

第17条 機構は、採択の後、保証委託者等が初回の借入を行うまでに、当該保証委託者との間で、債務保証委託基本契約及び債務保証委託契約（一括借入の場合は、債務保証委託契約）を締結するものとする。

2 機構は、前項の契約の締結と同時に、保証対象債務の債権者との間で債務保証契約を締結するものとする。

3 機構は、第1項の基本契約の締結に当たっては、第13条第2項に定める採択の条件が満たされていることを確認するものとする。

(保証対象事業の変更承認)

第18条 機構は、保証対象事業について、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、機構の変更承認を受けるよう求めるものとする。ただし、機構が、その必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。

(1) 保証対象債務の借入条件の変更

(2) 開発等事業における生産施設、その他開発方式の基本的内容の変更

2 機構は、前項の承認を行うに当たっては、第15条第2項の規定を準用する。

(事前承認事項)

第19条 機構は、保証委託者に対し、次の各号に定める事項について、機構の事前承認を受けるよう求めるものとする。

(1) 保証対象債務に関する契約の締結及びその変更

(2) 協調融資銀行に対し事前に承諾を得るべき事項

(3) 保証対象事業に関する資産を担保に供する場合、その他保証対象債務の弁済に影響を及ぼす可能性のある重要事項が見込まれる場合

(4) 株主構成の重要な変動

(5) 権益比率の変更

(6) その他、機構が重要と判断する事項

2 機構は、前項の承認を行うに当たっては、事前に保証委託者より承認すべき内容についての書面を受領し、当該保証対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえ、判断を行うものとし、第16条第2項の規定を準用する。

3 第1項の定めにかかわらず、第1項各号に定める事項が、保証委託者が当該事項の決定に関与しえない事項である場合、機構は、保証委託者に対し、当該事項についての報告を速やかに行うよう求めるものとする。

(報告事項)

第20条 機構は、保証委託者に対し、保証対象債務の状況及び保証対象事業の進捗状況等を把握するため、次の各号に定める事項について報告を求めるものとする。

(1) 定款の変更（変更の都度）

(2) 保証実行依頼及び保証解除依頼（発生の都度）

(3) 決算及び剰余金の処分に関する書類（取締役会決議前まで）

(4) 資金繰予定表及び実績表（原則、翌月20日まで）

(5) 保証対象債務残高及び機構債務保証残高

(6) 作業管理工程表・生産管理工程表等開発や操業の状況が分かるもの（原則、四半期毎）

(7) その他機構が指示する事項

2 前項の報告は、書面にて受け取るものとする。

(保証委託者への監査)

第21条 機構は、必要に応じて、保証委託者の財産、書類、帳簿等を調査し、監査を行うものとする。

2 機構は、必要に応じて、実地調査を行うものとする。

(事業の経済性評価及び対象)

第22条 機構は、保証対象となっているすべての開発等事業を対象に年1回事業の経済性評価を行うものとする。

(事業の経済性評価の方法)

第23条 事業の経済性評価に当たっては、各事業の進捗状況、採択時及び前回評価時との変化について分析を行うと共に、各保証委託者につき同一条件での長期資金収支見通しを作成することにより横断的な比較分析を行うものとする。

(経済性評価結果)

第24条 保証対象事業の経済性評価の結果に基づき、各保証委託者等の財務的達成度を評価し、機構財務への影響を検討するとともに、各保証委託者等を次のAからCの3ランクに分類し、分類結果を踏まえて事業の適切な管理を実施するものとする。

A：保証対象債務の完済が確実と見込まれる事業

B：保証対象債務の完済の確実性について、なおしばらくの間、見極める必要がある事業

C：保証対象債務の完済が困難と見込まれる事業

2 経済性評価の結果、Cランクに分類された事業については、経済性の回復の見込みの検討を行い、翌事業年度の年間事業計画に反映させるものとする。

(債務保証の履行に係る手続き)

第25条 保証対象債務の履行延滞、完済不能、その他機構による保証の履行の可能性が認められた場合は、今後の執るべき措置について保証委託者、保証対象債務に関する機構以外の保証人（以下「他の保証人」という。）、その他関係者と協議を行うものとする。

2 保証対象債務の債権者から保証の履行を求められた場合において、当該保証の履行がやむを得ないものと認められる場合は、保証委託者、債権者及び他の保証人に対し、保証の履行を行う旨を通知するものとする。

3 保証の履行を行った場合は、速やかに、当該履行及びこれに伴う求償権の発生について、保証委託者及び他の保証人に通知するとともに、求償権の保全のため、債権者から次の各号に定める書類を徴収し、抵当権の登記、その他求償権を保全するために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該徴収が他の利害関係者の権利と競合する場合は、当該利害関係者と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(1) 代位弁済金額領収書

(2) 債務保証契約証書

(3) 金銭消費貸借契約証書

(4) 抵当権がある場合には、その移転登記に必要な書類

(5) 損害保険契約がある場合には、その質権の移転に必要な書類

(6) その他債権保全のために必要な書類

(石炭・地熱・金属鉱物開発信用基金)

第26条 機構は、業務方法書第28条に定める石炭・地熱・金属鉱物開発信用基金

(以下「信用基金」という。)を設け、毎事業年度、本細則、金属鉱物海外開発資金債務保証細則(2004年(鉱融)業務細則第10号)及び地熱資源開発資金債務保証細則(2012年(地熱)業務細則第28号)に定める債務保証の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える(ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。)ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加し又は減少させる。

- 2 機構は、保証の債務の現在額が前項の規定により減少した信用基金の額に業務方法書第28条の3に規定する数を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに債務の保証をしてはならない。ただし、特別の理由により経済産業大臣が承認したときは、この限りではない。

第27条 この細則に定めるもののほか、債務保証業務に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この業務細則は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和4年11月14日から施行する。

別表

保証料率表

評価項目	評価基準	増減料率
①基準料率		0.4
②カントリーリスク	60 < CR	0
	50 < CR ≤ 60	0.1
	40 < CR ≤ 50	0.2
	CR ≤ 40	0.4
③事業リスク 1) 内部収益率	20 ≤ IRR	▲ 0.2
	10 ≤ IRR < 20	0
	0 ≤ IRR < 10	0.2
2) Pay Back Period	期間 < 5年	▲ 0.1
	5年 ≤ 期間 < 10年	0
	10年 ≤ 期間	0.1
3) 債務保証額	50億円以下	0
	50億円超 ~ 100億円以下	0.1
	100億円超 ~ 200億円以下	0.2
	200億円超	0.3
保証料率合計値		

- (注) 1. 事業リスクの合計値がマイナスとなった場合であってもゼロとする。  
 2. 為替特約を付する場合には、債務保証額に対する増減料率に1.5を乗じた料率とする。